

新型コロナウイルス感染症に関する保証制度・相談窓口について

令和2年7月31日

当協会では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業・小規模企業者及び組合の皆さまからの資金繰りに関するご相談をお受けしています。以下に、新型コロナウイルス感染症に関する保証制度及び相談窓口についての情報をとりまとめて掲載いたします。

■ **初めて当協会のご利用をお考え**の皆さまへ

保証申込に関するお問い合わせや、お申込みから金融機関の融資を受けるまでの流れ等についてのお問い合わせを以下の電話相談窓口にて承っております。

【専用ダイヤル】
03-3272-3168
平日9時～17時

■ **金融機関**のご担当者さまへ

5月15日から拡大された保証対象業種に関するお問い合わせや、新型コロナウイルス感染症に関する保証制度等についてのお問い合わせを以下の電話番号にて承っております。

保証統括課 **03-3272-3081**

※①感染症全国、②感染症対応、③感染症借換の**各書式**については約定金融機関専用ページをご確認ください。 <https://www.cgc-tokyo.or.jp/cooperation/index.html>

新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度一覧（令和2年6月15日現在）

①東京都制度融資（全国制度）

感染症対応融資（略称：感染症全国）

融資限度額は4,000万円。信用保証料は国が原則全額補助。セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証に関する区市町村長の認定が必要。

制度概要は東京都産業労働局ホームページ（以下 URL）よりご確認ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/youshi/youshi/new/>

なお、コロナ4メニュー（感染症全国・感染症対応・感染症借換・危機対応）の制度融資要項についてはこちら↓をご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/db467887a4c9e2351719950b23db5a51.pdf>

②東京都制度融資

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応）、借換（略称：感染症借換）

融資限度額は各々2億8,000万円。信用保証料は東京都が全額補助。

「感染症対応」は幅広い資金使途で長期の利用が可能。「感染症借換」は原則として既往の保証付融資の全てが借換可能（例外については次頁参照）。

制度概要は東京都産業労働局ホームページ（以下 URL）よりご確認ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/youshi/youshi/new/>

なお、コロナ4メニュー（感染症全国・感染症対応・感染症借換・危機対応）の制度融資要項についてはこちら↓をご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/db467887a4c9e2351719950b23db5a51.pdf>

③東京都制度融資

危機対応融資（略称：危機対応）

融資限度額は2億8,000万円。信用保証料は東京都が全額補助。危機関連保証に関する区市町村長の認定が必要。制度概要は東京都産業労働局ホームページ（以下 URL）よりご確認ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/youshi/youshi/list/>

なお、コロナ4メニュー（感染症全国・感染症対応・感染症借換・危機対応）の制度融資要項についてはこちら↓をご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/db467887a4c9e2351719950b23db5a51.pdf>

④全国統一制度

危機関連保証制度（略称：危機関連）

融資限度額は2億8,000万円。危機関連保証に関する区市町村長の認定が必要。

詳細はこちらから↓

https://www.cgc-tokyo.or.jp/institution/cgc_kyokaiseido_2020-4.pdf

上記①～③の概要、セーフティネット保証及び危機関連保証の取扱いについては次頁をご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度一覧】

	(Ⅰ)			(Ⅱ)			(Ⅲ)			(Ⅳ)		
	都制度「 感染症全国 」			都制度「 感染症対応 」			都制度「 感染症借換 」			都制度「 危機対応 」		
対象となる方	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証 上記3ついずれかの区市町村の認定を受けた方			「感染症対応」は以下の①、「感染症借換」は以下の①②を満たす方 ①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。 ※セーフティネット保証を利用する場合は認定書が必要です。						危機関連保証に関する区市町村の認定を受けた方(※2)		
融資限度額※1	4,000万円			2億8,000万円 (組合4億8,000万円)			2億8,000万円 (組合4億8,000万円) ただし既往残+諸費用の範囲内			2億8,000万円 (組合4億8,000万円)		
融資期間	運転・設備10年(償還期間5年以内)			運転10年(償還期間5年以内) 設備15年(償還期間5年以内)			運転10年(償還期間5年以内)			運転・設備10年(償還期間2年以内)		
融資金利	【固定】 責任共有 共有対象外			【固定】 責任共有 共有対象外			【固定】 責任共有 共有対象外			【固定】 共有対象外		
	4制度(感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応)合計で融資額1億円まで原則として3年間実質無利子 ※利子補給を受ける場合は、実行後3年間の金利については固定金利1.7%(うち、利子補給1.7%)											
融資金利	~3年	1.7%	1.7%	~3年	1.7%以内	1.5%以内	~3年	1.7%以内	1.5%以内	~3年	--	1.5%以内
	~5年	1.8%以内	1.6%以内	~5年	1.8%以内	1.6%以内	~5年	1.8%以内	1.6%以内	~5年	--	1.6%以内
	~7年	2.0%以内	1.8%以内	~7年	2.0%以内	1.8%以内	~7年	2.0%以内	1.8%以内	~7年	--	1.8%以内
	~10年	2.2%以内	2.0%以内	~10年	2.2%以内	2.0%以内	~10年	2.2%以内	2.0%以内	~10年	--	2.0%以内
				10年超	2.4%以内	2.2%以内						
保証料補助	原則として全額補助			全額補助			全額補助			全額補助		
借換の対象	原則として協会保証付き融資全て			都・区市町村制度又は令和2年1月以降保証の「環境変化」			原則として協会保証付き融資全て			都・区市町村制度		
	ただし、利子補給有の4制度(感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応)を、利子補給有の同4制度で借り換えることは不可。例外は※3参照。											
保険限度	セーフティネット保証および危機関連保証は各々一般保証と別枠で、2億8,000万円(組合4億8,000万円)の利用可。ただし、各々感染症全国、危機関連保証、災害関係保証(東日本大震災に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及びセーフティネット保証と合算して、5億6,000万円(組合9億6,000万円)の範囲内。											
一般保証	×			○			○			×		
セーフティネット保証	○			○			○			×		
危機関連保証	○			×			×			○		
必要書類	・認定書(4号・5号・危機関連) ・金融機関チェックシート ・情報提供等に関する同意書(様式44)			・該当届(様式42) ※4 ・セーフティネット保証利用の場合は、認定書(4号・5号)			・該当届(様式42) ※4 ・事業計画書(様式43) ・セーフティネット保証利用の場合は、認定書(4号・5号)			・認定書(危機関連) ・情報提供等に関する同意書(様式44)		

※1 融資限度額には、「感染症全国」の残高を含みます。

※2 東京都制度「危機対応」のほか、全国制度「危機関連」もご利用いただけます。

※3 「感染症全国」において、次の①又は②を満たす場合は借換が可能です。

①セーフティネット保証5号を付して実行した「感染症全国」を、セーフティネット保証4号又は危機関連保証を付した「感染症全国」で借り換える場合。

②法人代表者の連帯保証が付されている4制度を、経営者保証免除対応を適用した「感染症全国」で借り換える場合。

※4 4号、5号認定書に補記する形式で該当届(様式42)を代用している場合には「情報提供等に関する同意書(様式44)」が必要となります。

【上記制度を初めてご利用される場合の制度選択例】注

■セーフティネット保証4号・5号※、危機関連保証に関する認定書を取得された方

- ・4,000万円以下での保証申込は、原則として※(Ⅰ)での申込となります。
- ・4,000万円超1億円以下の保証申込は、2口に分けての申込となります。
例 8,000万円の申込時 4,000万円(Ⅰ)と4,000万円(Ⅱ~Ⅳ)
- ・1億円超の保証申込は、3口に分けて申込となります。

例 1億5,000万円の申込時 4,000万円(Ⅰ)と6,000万円(Ⅱ~Ⅳ)と5,000万円(Ⅱ~Ⅳ/利子補給なし)

※5号認定を取得した、売上の減少率が15%未満の法人または小規模でない個人事業のお客さまは、(Ⅰ)の感染症全国では保証料補助は1/2となり、利子補給は受けられません。(Ⅱ)の都制度をご利用いただくことで保証料補助(全額)や利子補給(3年全額/1億円まで)を受けられます。但し、経営者保証免除対応の適用を希望する場合は、(Ⅰ)の制度となります。

小規模・常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人以下)。

■セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証に関する認定書をお持ちでない方

- ・1億円以下の保証申込は、(ⅡまたはⅢ)での申込となります。
- ・1億円超の保証申込は、2口での申込となります。

例 1億5,000万円の申込時 1億円(ⅡまたはⅢ)と5,000万円(ⅡまたはⅢ/利子補給なし)

注 上記の例は全ての申込事例をカバーしているものではありません。

○セーフティネット保証 4号・5号、危機関連保証について

*セーフティネット保証について

経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証とは別枠の信用保証の対象とする資金繰り支援制度です。ご利用には本店等所在地の区市町村の認定取得が必要です。

セーフティネット保証 4号 (責任共有対象外)	・売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合に利用可。
----------------------------	-----------------------------

※業歴3か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

セーフティネット保証 5号 (責任共有対象)	・売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合に利用可。 ・特に重大な影響が生じている業種を対象とします。
---------------------------	--

※業歴3か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

*危機関連保証について

全国の中小企業に著しい信用の収縮が生じていると認められる場合に発動される、実際に売上高等が減少している中小企業への支援制度です。ご利用には区市町村の認定取得が必要です。

危機関連保証 (責任共有対象外)	・売上高が前年同月比▲15%以上減少の場合に利用可。
---------------------	----------------------------

※業歴3か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

○セーフティネット保証及び危機関連保証のご利用の流れ

①対象となる方は本店等（個人事業者の場合は主たる事業所）所在地の区市町村に認定申請を行います。

②①で発行された認定書を添付のうえ、保証付融資の申込を行います。

※ご利用には金融機関及び信用保証協会による審査があります。

○セーフティネット保証 4号・5号、危機関連保証に関する認定書について

・令和2年1月29日～7月31日までに認定を取得した認定書の有効期限は令和2年8月31日です。

なお、5月1日以前に発行された認定書について、再発行する必要はありません。

・当協会への申込みに添付する認定書はコピーで差し支えありません。

各制度の取扱いの詳細については、当協会各支店の相談窓口までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

また、経済産業省ホームページに掲載されている[支援策パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)もご参照ください。

以下、新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口についてお知らせします。

○平日の相談窓口について（営業時間 9：00～17：10）※8月は17:00まで

平日におけるご相談・お問い合わせは、以下の事業所にてお受けしています。

事業所	担当地域	電話番号
八重洲支店（本店内）	千代田・中央・港・島しょ	03-3272-3151
池袋支店	豊島・板橋・練馬	03-3987-5445
五反田支店	品川・目黒	03-5447-8250
錦糸町支店	墨田・江東・江戸川	03-5608-2011
新宿支店	新宿・中野・杉並	03-3344-2251
千住支店	足立・荒川	03-3888-7231
上野支店	台東・文京・北	03-3847-3171
渋谷支店	渋谷・世田谷	03-5468-0135
葛飾支店	葛飾	03-5680-0801
大田支店	大田	03-5710-3610
立川支店	八王子支店担当以外の多摩地区	042-525-6621
八王子支店	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	042-646-2511

(注)担当地域は、法人の本店登記・個人の住民登録のある区市町村によります。

本店（個人では自宅）が都外にある場合は、主たる営業所の所在地によります。

※各事業所の詳しい所在につきましては当協会ホームページ内の[「事業所一覧」](#)をご参照ください。

以上